

予備試験

令和5年予備試験 論文式試験分析会
行政法・刑事訴訟法 講師レジュメ
【矢島 純一 LEC専任講師】

れっく **LEC** 東京リーガルマインド



0 001221 235691

LU23569

【無料公開講座】

令和5年度 予備試験 分析会（行政法・刑事訴訟法）
矢島作成の講師レジュメ

・はじめに

今回は、令和5年度に実施された予備試験の論文式試験のうち、行政法と刑事訴訟法の問題を題材にして、どのような**基本知識**を、どの程度理解しておけば今回の問題に対応ができたかという観点から講義をする予定です。なお、各科目の問題文の内容を考慮して、今回は行政法に関する説明が長くなる見込みです。講義時間の都合上、論点の全てに言及することはできませんが、今後の学習計画を立てる上でこの講義が参考資料の1つになれば幸いです。

今回の講義については、この講師レジュメの他に、LECスタッフが作成した答案例が配布されることになっています。講師レジュメには、問題文に下線を付したもの、今回の問題を解答するのに必要となる**基本知識**や、LECスタッフ作成の答案のうち特に気になるところを補足する説明を掲載しています。

なお、講師レジュメに掲載した**基本知識**は、**矢島の速修インプット講座**のテキストから抜粋したものです。そのテキストには、基本知識の重要度に応じて**重要度のランク**を付してあります。論文試験で規範（要件）や法律効果などとして答案に記載することがある事項のうち、内容を**理解**して答案に記載できるように**記憶**しておかなければならない知識を、重要度の高いものから順番に「●」、「◆」、「▲」と記号を付しました。また、論文試験でこれをそのまま答案に記載することはあまりないけれど、より深い答案を作成するために内容を**理解**しておくことが必要な知識を、重要度の高いものから順番に「○」、「◇」、「△」と記号を付してあります。

令和5年10月22日（同11月7日 補訂版）

LEC専任講師 矢島 純一

*今回の無料公開講座で配布する冊子 合計2冊

- ・矢島作成の講師レジュメ（**本冊子**）
- ・LECスタッフが作成した答案例（**別冊**）

行政法

1 行政法の問題文（下線や太字で装飾したもの）

A市では、浄化槽（便所と連結してし尿等を処理し、公共下水道以外に放流するための設備又は施設をいう。）の設置による便所の水洗化が進んだ昭和50年代に、それまで十数社存在していたし尿収集業者がB、Cの2社に集約され、それ以後、当該2社が浄化槽汚泥の収集運搬に従事してきた。一般に、浄化槽汚泥の発生量は浄化槽の設置世帯数に応じてほぼ一定しており、また、その収集運搬に支障が生じると、衛生状態が悪化し、住民の健康と生活環境に被害が生じるおそれがある。そのためA市は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条に規定する一般廃棄物処理計画に当たる計画（以下「旧計画」という。）の中で、「一般廃棄物の適正な処理（中略）を実施する者に関する基本的事項」（同条第2項第4号）として、「一般廃棄物（浄化槽汚泥）の収集運搬についてはB、Cの2社に一般廃棄物収集運搬業の許可を与えてこれを行わせる。」と記載するとともに、「大幅な変動がない限り、新たな許可は行わないものとする。」と記載していた。その結果、この2社体制の下で、A市の区域内で発生する浄化槽汚泥の量に対しておよそ2倍の収集運搬能力が確保され、適切な収集運搬体制が維持されていた。A市では、公共下水道の普及が十分でない中、便所のくみ取り式から水洗式への改修が進んでいるため、浄化槽の設置世帯数は微増しているが、将来の人口及び総世帯数は減少が予想されているため、旧計画中の「発生量及び処理量の見込み」（同項第1号）においては、浄化槽汚泥について、今後は発生量及び処理量の減少が見込まれる旨記載されていた。BとCは、過当競争の結果として経営状態が悪化し、それにより一般廃棄物収集運搬業務に支障が生じる事態を回避することで、その適正な運営を継続的かつ安定的に確保するため、それぞれの担当区域を取り決める事実上の区域割りを行ってきた。

そうした中、浄化槽汚泥の処理を含む公共サービスへの競争原理の導入を主張して当選した新A市長は、浄化槽の設置件数の増加が予想されること、及び競争原理を導入する必要性を主張して、それまで旧計画に定められてきた上述のB、Cの2社体制と新たな許可をしない旨の記述を削除し、「一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業にあつては、競争性を確保するため、浄化槽の設置件数の推移に応じて新規の許可を検討する。」との記載を追加する内容で、旧計画を改訂した（以下、旧計画を改訂したものを「新計画」という。）。さらに、旧計画の基礎とされた将来の人口及び総世帯数の減少予測は新計画においても維持されているにもかかわらず、新計画中の「発生量及び処理量の見込み」において、浄化槽の設置件数の増加に伴い、浄化槽汚泥について、発生量及び処理量の大幅な増加が見込まれる旨記載された。

令和2年4月1日付けで、新A市長は、Dの申請に基づき、法第7条第2項に基づく政令

が一般廃棄物収集運搬業の許可の有効期間を2年と定めていることに従い、期限を令和4年3月31日とする一般廃棄物（浄化槽汚泥）収集運搬業の許可（以下「本件許可」という。）をした。Dの代表者はBの代表者の実弟であり、従来、一般廃棄物収集運搬業に従事した経験はなかった。Dの営業所所在地は、Bの営業所所在地と同一の場所になっており、D単独の社屋等は存在せず、Dの代表者はBの営業所内で執務を行っていた。さらに、BとDは業務提携契約を締結し、その中で、Bが雇用する人員が随時Dに出向すること、Bが保有している運搬車をDも使用し得ることが定められていた。

令和2年4月以降、Dは従来Cが担当していた区域においてCからの乗換客を獲得しつつあり、それによりCの売上げは徐々に減少している。そこで、Cは、同年9月30日、本件許可の取消訴訟（以下「本件取消訴訟」という。）を提起した。

なお、法及び「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の抜料を【資料】として掲げるので、適宜参照しなさい。

〔設問1〕

- (1) Cに本件取消訴訟における原告適格は認められるか、関係する法令の規定を挙げながら、検討しなさい。 なお、解答に当たっては、市町村において既存の一般廃棄物収集運搬業者によって適正な収集及び運搬がされていることを踏まえて法第6条に規定する一般廃棄物処理計画が策定されている場合には、新規の一般廃棄物収集運搬業の許可申請を法第7条第5項第2号の要件を充足しないものとして不許可とすることが適法と解されていることを前提にしなさい。
- (2) 本件取消訴訟係属中に令和4年3月31日が経過し、同年4月1日付けで本件許可が更新された。A市は、同年3月31日の経過により本件許可は失効し、本件取消訴訟の訴えの利益は失われたと主張している。本件取消訴訟の訴えの利益は肯定されると主張したいCとしては、どのような主張をすることが考えられるか、関係する法令の規定を挙げながら、検討しなさい。 なお、解答に当たっては、Cに原告適格が認められることを前提にしなさい。

〔設問2〕

A市は、本件取消訴訟において、本件許可は新計画に適合していること、法第6条に規定する一般廃棄物処理計画の策定及び内容の変更についてはA市長に裁量が認められており、新計画の内容はその裁量の範囲内であること、並びにDに事業遂行能力がある以上、自由な参入を認めざるを得ないことを主張している。これに対し、法第7条第5項第2号及び第3号の各要件に関して、Cは本件許可の違法事由としてどのような主張をすることが考えられるか、検討しなさい。 なお、解答に当たっては、本件取消訴訟が適法であることを前提にしなさい。

【資料】

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）（抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、廃棄物の排出を抑制し、及び廃棄物の適正な分別、保管、収集、運搬、再生、処分等の処理をし、並びに生活環境を清潔にすることにより、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを**目的**とする。

（一般廃棄物処理計画）

第6条 市町村は、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（以下「**一般廃棄物処理計画**」という。）を**定めなければならない。**

2 一般廃棄物処理計画には、環境省令で定めるところにより、当該市町村の区域内の一般廃棄物の処理に関し、**次に掲げる事項を定める**ものとする。

一 一般廃棄物の**発生量及び処理量**の見込み

二 一般廃棄物の**排出の抑制**のための方策に関する事項

三 （略）

四 一般廃棄物の**適正な処理**及びこれを**実施する者**に関する基本的事項

五 （略）

3・4 （略）

（市町村の処理等）

第6条の2 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（中略）しなければならない。

2～7 （略）

（一般廃棄物処理業）

第7条 一般廃棄物の収集又は運搬を業として行おうとする者は、当該業を行おうとする区域（中略）を管轄する**市町村長の許可**を受けなければならない。（以下略）

2 前項の許可は、1年を下らない**政令で定める期間ごと**にその**更新**を受けなければ、その期間の経過によつて、その効力を失う。

3 前項の更新の申請があつた場合において、同項の期間（以下この項及び次項において「**許可の有効期間**」という。）の満了の日までにその申請に対する処分がされないときは、従前の許可は、許可の有効期間の満了後もその処分がされるまでの間は、なおその効力を有する。

4 前項の場合において、許可の更新がされたときは、その許可の有効期間は、従前の許可

の有効期間の満了の日の翌日から起算するものとする。

5 市町村長は、第1項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 当該市町村による一般廃棄物の収集又は運搬が困難であること。
- 二 その申請の内容が一般廃棄物処理計画に適合するものであること。
- 三 その事業の用に供する施設及び申請者の能力がその事業を的確に、かつ、継続して行うに足りるものとして環境省令で定める基準に適合するものであること。

四 (略)

6～16 (略)

○ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）（抜粋）

（一般廃棄物収集運搬業の許可の基準）

第2条の2 法第7条第5項第3号（中略）の規定による環境省令で定める基準は、次のとおりとする。

一 施設に係る基準

イ 一般廃棄物が飛散し、及び流出し、並びに悪臭が漏れるおそれのない運搬車、運搬船、運搬容器その他の運搬施設を有すること。

ロ (略)

二 申請者の能力に係る基準

イ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に行うに足りる知識及び技能を有すること。

ロ 一般廃棄物の収集又は運搬を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。

2 行政法の**基本知識**

原告適格の意義

(1) 意義

→原告適格は、訴訟要件の1つであり、これを欠く訴えは不適法なものとして却下される。行訴法9条1項は、「取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者」に取消訴訟の原告適格を認めている。ここでの「法律上の利益」をどのように解すべきかについてはいくつかの見解がある。ここで対立する主な見解は、法律上保護された利益説と、法的保護に値する利益説といわれる見解である。○

(2) 「**法律上の利益**」の意義

ア **法律上保護された利益説**

→処分等の取消しを求める「法律上の利益」(行訴9I)とは、**法律上保護された利益**(処分の根拠法令が保護している利益)をいうとするのが判例・通説の見解である。この見解は、原告適格の有無の判断を、処分の根拠となる法令の解釈から処分の根拠法令が当該利益を個々人の個別的利益として保護しているといえるかという問題に帰させるものである。○

メモ：論文試験対策上、この見解をしっかりと理解しておく。

・参考 ○

法律上保護された利益説は、処分要件説ともいわれる。これは、処分の根拠規定が保護している利益が、原告適格を基礎付ける「法律上の利益」であるとするもので、処分要件が原告の主張する利益を保護しているといえる場合に原告適格が認められるとするものである。この見解から原告適格を検討する際は、処分の根拠法令の「処分要件」が考慮している利益が何であるかに着目することが重要となる。この見解は、処分の根拠法令を手がかりに原告適格を客観的に判断できる点で優れているが、他の見解と比べて、原告適格が認められる範囲が狭くなりすぎるとの問題点が指摘されている。

参考：行政法教室 第16回 行政行為 渡井理佳子 法学教室 no.502 2022年7月

イ 判例の立場（法律上保護された利益説と同様）

→取消訴訟の原告適格について規定する行政事件訴訟法 9 条 1 項にいう当該処分
の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により**自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者**をいうのであり、当該処分を定めた行政法規が、不特定多数者の具体的利益を、専ら一般的公益の中に吸収解消させるにとどめず、それが帰属する個々人の個別的利益としてもこれを保護すべきものとする趣旨を含むと解される場合には、このような利益も法律上保護された利益に当たり、当該処分によりこれを侵害され又は必然的に侵害されるおそれがある者は、当該処分の取消訴訟における原告適格を有する（最大判平 17.12.7・小田急高架化の都市計画事業認可事件）。○

・判例における「法律上の利益を有する者」の端的な定義

当該処分により**自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者**

簡略版：処分により自己の権利や法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれがある者 ●

(3) 第三者の原告適格

→処分の名宛人以外の第三者の原告適格（行訴法9条1項の「法律上の利益」）の有無を判断する場合は、行訴法9条2項の判断枠組みに従い判断する。この判断枠組みは、第三者が原告となる場合であれば、無効等確認訴訟（3IV）、非申請型の義務付け訴訟（3VI①、37の2IV）、差止訴訟（3VII、37の4IV）においても妥当する。○

・行訴法9条1項〔A〕と2項〔B〕の原告適格の判断枠組みの概要 ○

〔A〕当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に取消訴訟の原告適格が認められる（行訴9I）。

〔B〕処分の名宛人以外の者に法律上の利益があるかは、①処分の根拠法令の文言だけでなく趣旨・目的と、②処分において考慮されるべき利益の内容・性質を考慮して判断する（行訴9II）。

①処分の根拠法令の趣旨・目的を考慮する際は、その法令と目的を共通にする関係法令があるときは、その趣旨・目的を参酌した上で、処分の根拠法令の趣旨・目的を明らかにしなければならない。

②処分において考慮されるべき利益の内容・性質を考慮する際は、処分がその根拠法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案しなければならない。

- ・最高裁は、行訴法9条2項から直接、原告1人1人の原告適格を判断するのではなく、まず、同項の判断枠組みを提示し、さらに、同項の判断枠組みに即して、当該事案において原告が主張する利益につきどの範囲の者に原告適格が認められるのかについて、より具体的な判断枠組みを示した上で、最終的に、原告1人1人の原告適格の有無を判断している。簡単に言えば、判例は、行訴法9条2項を第1次的な規範（判断枠組み）に用いた上で、当該事案の処理に適したより具体的な第2次的な規範（判断枠組み）を定立し、その第2次的な規範を原告となっている者1人1人に適用して、それぞれの原告の原告適格の有無を判断しているのである。○

一例を挙げておくと、小田急事件の最高裁大法廷判決は、行訴法9条1項、2項を第1次的な規範として、同2項が要求する考慮要素を考慮した上で、都市計画事業の事業地の周辺に居住する住民のうち当該事業が実施されることにより騒音、振動等による健康又は生活環境に係る著しい被害を直接的に受けるおそれのある者は、当該事業の認可の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するとの判断枠組み（第2次規範）を定立した上で、その判断枠組みを原告1人1人に適用して原告適格の有無を判断している。

・司法論文 H28 設問1（出題の趣旨・抜粋）

〔設問1〕については、行政処分の名宛人以外の第三者の原告適格が問題となる。行政事件訴訟法第9条第2項と最高裁判所の判例を踏まえて判断枠組みを提示した上で、行政処分の根拠法規の処分要件及び趣旨・目的に着目し、関係法令の趣旨・目的を参酌し、被侵害利益の内容・性質を勘案し、当該根拠法規がXらの主張する被侵害利益を個別的利益として保護する趣旨を含むか、どの範囲の者が原告適格を有するのかについて論じることが求められる。

(4) 判例 ～既存の一般廃棄物処理業者の営業上の利益と原告適格

原告の一部の者の原告適格を肯定

・結論 ○

福井県小浜市〔ハマシ〕の市長が廃棄物処理法に基づきA及びBに一般廃棄物収集運搬業の許可更新処分等をしたところ、既存業者であるXが、各処分の取消しを求めて訴えを提起した。本件は処分の名宛人以外の第三者の原告適格の有無が争点となる事案において、既存業者の営業上の利益が原告適格を基礎付ける法律上保護された利益に当たるといえるのが**問題**となるものである。

最高裁は、行訴法9条1項、2項、小田急事件大法廷判決の判断枠組に即して、一般廃棄物処理業に関する需給状況の調整に係る規制の仕組み及び内容、その規制に係る廃棄物処理法の趣旨及び目的、一般廃棄物処理の事業の性質、その事業に係る許可の性質及び内容等を総合考慮すると、廃棄物処理法は、市町村長から一定の区域につき一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けて市町村に代わってこれを行う許可業者について、当該区域における需給の均衡が損なわれ、その事業の適正な運営が害されることにより市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が発生することを防止するため、上記の需給状況の調整のための規制を設けているものというべきであり、同法は、他の者からの一般廃棄物処理業の許可又はその更新の申請に対して市町村長が上記のように既存の許可業者の事業への影響を考慮してその許否を判断することを通じて、当該区域の衛生や環境を保持する上でその基礎となるものとして、その事業に係る営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当であるとした。

同最高裁は、以上のことを踏まえて、市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法7条に基づく一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するとの判断枠組みを示した（行訴法9条2項の判断枠組みを1次規範とする2次規範）。その上で、その判断枠組みに則して、上告人のうち一部の者に原告適格を肯定した（**最判平 26.1.28**）。

メモ：本判決において、処分の根拠法令は、競業者の営業の利益を直接保護するものとはいえないが、当該区域の衛生や環境を保持するために既存許可業者の営業上の利益を保護する趣旨のものと解釈された。○

この点、**最高裁平成26年1月18日判決**を「**競業者型**」と整理した上で、競業者型の場合、「そもそも根拠法令が競業者の営業上の利益を個別的利益として保護しているか否かが問題であり、不特定多数者の中から特定範囲の者を切り出すという問題ではない。」こうした意味では、「行訴法9条2項適用の基本パターンが当てはまりにくいケースであり、根拠法令が需給調整の仕組みを定めているか」等を「考慮要素として決すべきである。その際、根拠法令が競業者自体の保護を目的としている場合（社会経済政策目的）でなくても、当該区域の公益を確保するうえでその基礎となるものとして競業者の利益を保護しているという説明」「によって原告適格を肯定しうることに注意してほしい。」との指摘が参考になる。

なお、小田急訴訟などの「**周辺住民型**」の場合は、「被害の程度は居住地が施設等に近接するにつれて増大し、離れるにつれて減少するという特徴があるため、被害の程度等を勘案して一定の範囲（「著しい被害を直接的に受けるおそれのある者」等）を切り出す方法」がとられる点で、「競業者型」と異なるとの指摘がされている。

参考：基本行政法 判例演習 中原茂樹 日本評論社 279頁 2023年1月20日

メモ：公衆浴場法に基づく公衆浴場の営業許可について、公衆浴場の適正配置規定の違反により公衆浴場が濫立することで害される既存業者の営業上の利益を、公衆浴場法が保護する法律上の利益であるとしたものがある（最判昭37.1.19）。これも、既存業者の営業上の利益を根拠に原告適格を肯定した判例の1つである。

・要点（裁判所の判断の概要）

原審は、処分の根拠法令である廃棄物処理法7条は、既存の業者の営業上の利益を個別的利益として保護する趣旨を含むものではないから、Xは本件各更新処分の取消しを求める原告適格を有しないとした。

最高裁は、行訴法9条1項、2項、小田急事件大法廷判決の判断枠組みを示した上で、本件の原告適格につき次のとおり**判断枠組み**を定立した。

処分の根拠法令である**廃棄物処理法**は、廃棄物の適正な収集運搬、処分等の処理をし、**生活環境を清潔**にすることにより、**生活環境の保全及び公衆衛生の向上**を図ることを目的として、**廃棄物の処理**について**規制**を定め（同法1条）、市町村は、一般廃棄物について、その区域内における収集運搬及び処分に関する事業の実施をその責務とし、計画的に事業を遂行するために一般廃棄物処理計画を定め、これに従って一般廃棄物の処理を自ら行い、又は市町村以外の者に委託し若しくは許可を与えて行わせるものとされており（廃棄物処理法4条1項、6条、6条の2、7条1項）、市町村以外の者に対する市町村長の一般廃棄物処理業の許可又はその更新については、当該市町村による一般廃棄物の収集運搬又は処分が困難であること（同法7条5項1号、10項1号）が要件とされている。一般廃棄物処理業は、市町村の住民の生活に必要な不可欠な公共性の高い事業であり、その遂行に支障が生じた場合には、市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が生じ得るものであって、その適正な運営が継続的かつ安定的に確保される必要がある。そして、既存の許可業者によって一般廃棄物の適正な処理が行われており、これを踏まえて一般廃棄物処理計画が作成されている場合には、市町村長は、それ以外の者からの一般廃棄物処理業の許可又はその更新の申請につき、一般廃棄物の適正な処理を継続的かつ安定的に実施させるためには既存の許可業者のみに引き続きこれを行わせるのが相当であり、当該申請の内容が当該一般廃棄物処理計画に適合するものであるとは認められないとして不許可とすることができるものと解される（最高裁平成16年1月15日第一小法廷判決・参照）。このように、市町村が市町村以外の者に許可を与えて事業を行わせる場合においても、一般廃棄物の発生量及び処理量の見込みに基づいてこれを適正に処理する実施主体等を定める一般廃棄物処理計画に適合すること等の許可要件に関する市町村長の判断を通じて、許可業者の濫立等によって事業の適正な運営が害されることのないよう、**一般廃棄物処理業の需給状況の調整が図られる仕組み**が設けられているものといえる。

市町村長が一般廃棄物処理業の許可を与え得るのは、当該市町村による一般廃棄物の処理が困難である場合に限られており、これは、一般廃棄物の処理が本来的には市町村がその責任において自ら実施すべき事業であるため、その処理能力の限界等のために市町村以外の者に行わせる必要がある場合に初めてその事業の許可を与え得るとされたものであると解されること、上記のとおり一定の区域内の一般廃棄物の発生量に応じた需給状況の下における適

正な処理が求められること等からすれば、廃棄物処理法において、一般廃棄物処理業は、専ら自由競争に委ねられるべき性格の事業とは位置付けられていないものといえる。

以上のような一般廃棄物処理業に関する需給状況の調整に係る規制の仕組み及び内容、その規制に係る廃棄物処理法の趣旨及び目的、一般廃棄物処理の事業の性質、その事業に係る許可の性質及び内容等を総合考慮すると、廃棄物処理法は、市町村長から一定の区域につき一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けて市町村に代わってこれを行う許可業者について、当該区域における需給の均衡が損なわれ、その事業の適正な運営が害されることにより市町村の区域の衛生や環境が悪化する事態を招来し、ひいては一定の範囲で市町村の住民の健康や生活環境に被害や影響が及ぶ危険が発生することを防止するため、上記の規制を設けているものというべきであり、同法は、他の者からの一般廃棄物処理業の許可又はその更新の申請に対して市町村長が上記のように既存の許可業者の事業への影響を考慮してその許可を判断することを通じて、当該区域の衛生や環境を保持する上でその基礎となるものとして、その事業に係る営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと解するのが相当であるとした。

その上で、市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法7条に基づく一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における原告適格を有するとの判断枠組み（行訴法9条2項の判断枠組みを1次規範とする2次規範）を示した。そして、同最高裁は、その判断枠組みに則して、上告人のうち一部の者に原告適格を肯定した（最判平 26.1.28）。

なお、同最高裁は、上告人が平成25年5月8日に小浜市長に対して廃棄物処理法7条の2第3項に基づき一般廃棄物収集運搬業を廃業する旨を届け出た上で同年6月に廃業したため、上告人が上記各処分の取消しを求める法律上の利益〔狭義の訴えの利益〕は失われ、本件訴えをいずれも却下すべきものとした原審の判断を結論において是認した。

メモ：本判決は、行訴法9条2項の考慮要素のうち、処分の根拠法令の趣旨目的の論証は丁寧に示されているようにみえるが、処分において考慮されるべき利益の内容性質の論証がどのようになされているのかが分かりづらいように思える。論文試験の答案を作成する際は、処分において考慮されるべき利益の内容性質について、処分の根拠法令に違反して他の業者に一般廃棄物処理業の許可またはその更新がなされた場合、区域の衛生や環境が悪化しひいては住民の健康や生活環境に著しい被害が及ぶということを指摘して、この利益が要保護性の高いものであるとの評価を加えて、処分の根拠法令は、衛生や環境を保持するため保護することが必要な既存許可業者の営業上の利益を、一般公益に吸収解消させるにとどめず、個々人の個別的利益としても保護する趣旨を含んでいるなどと論じるとよい。

訴えの利益の意義（狭義の訴えの利益）

(1) 意義

一 **訴えの利益（狭義の訴えの利益）**とは、処分や裁決の取消訴訟により回復すべき法律上の利益（処分や裁決の取消訴訟により回復可能な原告の法律上の利益）をいう。●

メモ：上記の意味での訴えの利益は、確認訴訟の確認の利益などを含む広い意味での訴えの利益と区別するために、**狭義の訴えの利益**といわれることがある。取消訴訟の提起が適法といえるには、原告の請求が認容された場合に、原告の具体的な利益が客観的にみて回復可能といえなければならないことから、訴えの利益は取消訴訟の訴訟要件の1つとされている。○

- ・ **9条1項のかっこ書**は、処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者には「処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む」と規定する。これは、狭義の訴えの利益が認められる一場面を明文化したものである。實際上、どのような事案で狭義の訴えの利益の有無が問題となるか判例を通じて理解する。○

9条1項 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え（以下「取消訴訟」という。）は、当該処分又は裁決の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者（処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後においてもなお処分又は裁決の取消しによって回復すべき法律上の利益を有する者を含む。）に限り、提起することができる。

・ 司法論文R3 設問1(2)（採点実感・抜粋） ○

〔悪い答案の例として、〕行訴法第9条第1項括弧書きに言及する答案があったが、これは「処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなった後」における訴えの客観的利益の帰趨に関する規定であって、訴えの客観的利益に関する一般規定ではない。

(2) 判例 **競願関係における放送免許の拒否処分の取消訴訟**

・ 訴えの利益あり

・ 要点 ○

テレビジョンの放送局の開設免許の申請が5者の競願となったところ、郵政大臣Y(当時)は、訴外Aの免許申請に対して予備免許を与え、Xも含めてその他の者の免許申請を拒否する処分をした。そこで、Xは、自己に対する免許申請の拒否処分の取消訴訟を提起した。その訴訟において、Yは、Xに対する免許申請の拒否処分が取り消されてもAに対する免許が当然に取り消されるわけではなく、Xに対して免許が与えられるものではないので訴えの利益がないと主張した。

最高裁は、AとXは、本件同一の周波をめぐって競願関係にあり、Xに対する拒否処分とAに対する免許付与とは表裏の関係にあり、本件Xに対する拒否処分の取消しが認められたら、誰に免許を与えるのがふさわしいのかをYが再考し、その結果によってはXに免許が付与されることもありうるとして訴えの利益を認めた (**最判昭43.12.24**)。

補足：行訴法**33条2項**は、申請を却下・棄却した処分等が取消訴訟で取り消されたときは、処分庁は、判決の趣旨に従い改めて申請に対する処分等をしなければならないとして、**取消判決に拘束力**があることを規定する。最高裁の判旨は、取消判決に拘束力があることを踏まえたものと考えられる。**例えば**、Xに対する免許拒否処分の取消判決が確定すると、場合によって、訴外Aに対する免許が撤回又は職権取消しされ、Xに免許が付与されることも理論上はあり得ることになる。○

・ メモ **予備免許と本免許との関係**

本件では、Aの免許申請に対して予備免許という形式の免許が付与され、その後、予備免許の期間が満了して本免許となった後、免許が2回更新されたとの事情のもと、Yの予備免許の期間が満了して本免許に更新された時点で、Yの予備免許の効力が失効し、Yの予備免許と**表裏**の関係にあるXの免許申請に対する拒否処分の訴えの利益も消滅するのかという点も争点とされた。

最高裁は、本件のように期間満了後ただちに再免許が与えられ、継続して事業が維持されている場合は、当初の免許期間の満了と再免許は単なる形式にすぎず、免許期間の更新とその実質において異なるところはないとして本件取消訴訟の訴えの利益の消滅を認めなかった。

・参考判例 **最判昭 43.12.24**

判旨：論旨〔上告理由〕は、要するに、**(一)** 本件異議申立て棄却決定が取り消されたとしても、**上告人**〔郵政大臣〕は訴外財団法人日本科学技術振興財団（以下「**訴外財団**」という。）に対する免許を取り消すべき拘束を受けるものでなく、しかも、係争の周波数は一波のみであるから、**すでに訴外財団に免許が付与されている以上、被上告人**〔中央教育放送株式会社〕は、**上告人のした本件棄却決定の取消しを求める利益を有しない**、**(二)** 仮に然らずとしても、訴外財団に付与された予備免許（のちに本免許）は、昭和四〇年五月三十一日その免許期間を満了したから、その後において、被上告人は、右予備免許が自己に付与されるべきであった旨を主張して、本件棄却決定の取消しを求める利益を有しない、と**主張**する。

しかし、**(一)** 訴外財団と被上告人とは、係争の**同一周波**をめぐる**競願関係**にあり、**上告人は、被上告人よりも訴外財団を優位にあるものと認めて、これに予備免許を与え、被上告人にはこれを拒んだもので、被上告人に対する拒否処分と訴外財団に対する免許付与とは、表裏の関係にあるものである。**そして、**被上告人が右拒否処分に対して異議申立て〔平成26年改正前の旧行審法の不服申立ての制度の1つで当該処分庁に対する不服申立て〕をしたのに対し、上告人は、電波監理審議会の議決した決定案に基づいて、これを棄却する決定をしたものであるが、これが後述のごとき理由により違法たるを免れないとして取り消された場合には、上告人は、右決定前の白紙の状態に立ち返り、あらためて審議会に対し、被上告人の申請と訴外財団の申請とを比較して、はたしていずれを可とすべきか、その優劣についての判定（決定案についての議決）を求め、これに基づいて異議申立てに対する決定をなすべきである。**すなわち、本件のごとき場合においては、**被上告人は、自己に対する拒否処分の取消しを請求しうるほか、競願者（訴外財団）に対する免許処分の取消しをも訴求しうる（ただし、いずれも裁決主義がとられているので、取消しの対象は異議申立てに対する棄却決定となる。）が、いずれの訴えも、自己の申請が優れていることを理由とする場合には、申請の優劣に関し再審査を求める点においてその目的を同一にするものであるから、免許処分の取消しを訴求する場合はもとより、拒否処分のみ取消しを訴求する場合にも、上告人による**再審査の結果によっては、訴外財団に対する免許を取り消し、被上告人に対し免許を付与するということもありうる**のである。**

したがって、論旨が、**本件棄却決定の取消しが当然に訴外財団に対する免許の取消しを招来するものでないことを理由に、本件訴えの利益を否定するのは早計であって、採用できない。**

また、**(二)** 免許期間の満了に関する所論について考えるに、訴外財団に付与された予備免許は、昭和三九年四月三日本免許となったのち、翌四〇年五月三十一日をもって免許期間を満了したが、同年六月一日および同四三年六月一日の二回にわたり、これが更新されていることが明らかである。もとより、いずれも再免許であって、形式上たんなる期間の更新にすぎないものとは異なるが、右に「再免許」と称するものも、なお、**本件の予備免許および本免許を前提とするものであって、当初の免許期間の満了とともに免許の効力が完全に喪失され、再免許において、従前とはまったく別個無関係に、新たな免許が発効し、まったく新たな免許期間が開始**

するものと解するのは相当でない。そして、前記の競願者に対する免許処分（異議申立て棄却決定）の取消訴訟において、所論免許期間の満了という点が問題となるのであるが、期間満了後再免許が付与されず、免許が完全に失効した場合は格別として、期間満了後ただちに再免許が与えられ、継続して事業が維持されている場合に、これを前記の免許失効の場合と同視して、訴えの利益を否定することは相当でない。けだし、訴えの利益の有無という観点からすれば、競願者に対する免許処分の取消しを訴求する場合はもちろん、自己に対する拒否処分の取消しを訴求する場合においても、当初の免許期間の満了と再免許は、たんなる形式にすぎず、免許期間の更新とその実質において異なるところはないと認められるからである。また、免許申請者たる原告（被上告人）自身に対する拒否処分（異議申立て棄却決定）の取消訴訟において、右棄却決定が取り消されて被上告人に予備免許が付与された場合には、以後法定の期間（昭和二五年六月一日から起算して三年ごとの期間）内において免許人たる地位を保有し、免許期間満了にあたっては再免許を申請しうるのであって、本件において被上告人が申請し、訴外財団に付与された免許期間が、たまたま前記法定期間の定めにより昭和四〇年五月三十一日に満了するからといって、所論のように、本件免許申請を右同日までの免許人の地位の取得のみを目的とするものとして捉え、その申請の対象となるべき免許の有効期間が満了した以上、本件異議申立て棄却決定の取消しを求める訴えの利益が失われるとする見解は、原免許者に再免許の申請が許されることを無視した形式論にすぎない。

要するに、本訴について訴えの利益を否定する論旨（一）、（二）は、いずれも採用し難い。

3 行政法の答案例のうち特に気になるところの補足説明

(1) 設問1(1)

- ・LECの解答例は、「第1」「2」の部分が、行訴法9条2項の考慮要素を示す条文上の文言との関係で分かりにくい。そこで、LECの解答例に以下のような視点を加えて論じるとよい。

Cの原告適格を基礎付ける被侵害利益が**既存業者の営業上の利益**であるということ了指摘した後に、本件許可（処分）の根拠法令が許可制と許可要件を定める法7条1項と5項であることを指摘した上で、最高裁平成26年判決の理解を踏まえて、処分の根拠法令は、衛生状態が悪化し、住民の健康と生活環境に被害が生じることを防止するため、一般廃棄物の収集運搬事業の既存業者の需給状況の調整のための規制をすることを通じて既存業者の営業上の利益を保護する**趣旨・目的を含む**という旨を記載した方がよい。この記載をする際に、問題文の〔設問1〕(1)の「なお」書きの内容を要約して指摘するとよい。

その上で、衛生状態が悪化し、住民の健康と生活環境に被害が生じることを防止するために一般廃棄物の収集運搬事業の既存業者の**需給状況の調整**をすることが重要であり、これにより確保される既存業者の営業上の利益の**要保護性が高い旨**を指摘して、処分の根拠法令は、既存業者の営業上の利益を個々の既存の許可業者の個別的利益としても保護すべきものとする趣旨を含むと論じるとよい。

また、最高裁平成26年判決を参考にして、本問の主文の根拠法令の下で原告適格が認められる者の範囲を明らかにした上で、当てはめをするるとよい。ちなみに、同判決は原告適格が認められる者の範囲について、「市町村長から一定の区域につき既に廃棄物処理法7条に基づく一般廃棄物処理業の許可又はその更新を受けている者は、当該区域を対象として他の者に対してされた一般廃棄物処理業の許可処分又は許可更新処分について、その取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者として、その取消訴訟における**原告適格を有する**」と判示している。

メモ：なお、設問1(1)は、「Cに本件取消訴訟における原告適格は認められるか、関係する法令の規定を挙げながら、検討しなさい。」との**設問形式**となっている。設問1(2)と異なり、特定の当事者の立場からの主張をすることが求められているわけではない。

(2) 設問1(2)

- ・ LECの解答例が難しいと感じるようなら、以下の記載を参考にした答案構成をするとよい。

すなわち、本問の事案と事案は異なるが、**基本知識**の項目で紹介した「本件の予備免許および本免許を前提とするものであって、当初の免許期間の満了とともに免許の効力が完全に喪失され、再免許において、従前とはまったく別個無関係に、新たな免許が発効し、まったく新たな免許期間が開始するものと解するのは相当でない。」(最判昭43.12.24)と判示した判例を参考にして、次のような思考方法をする。本問においては、法7条1項の許可は、同2項の更新を受けない限り期間満了により失効するということを指摘した上で、反面、このことから、許可の更新がされれば、従前の許可が失効せず同一性を維持したまま許可の効果が持続するということを述べる。

以上のような思考をして、本件取消訴訟の係属中に本件許可の期間が満了しても訴えの利益が消滅しないとのCの主張を立論することが考えられる。

メモ：なお、設問1(2)は、「本件取消訴訟の訴えの利益は肯定されると主張したいCとしては、どのような主張をすることが考えられるか、**関係する法令の規定**を挙げながら、検討しなさい。」との**設問形式**となっている。Cの主張を立論することが求められているので、これを無視して、訴えの利益を否定するような立論をしないように注意されたい。

(3) 設問2

- ・ LECの解答例の「第3」「1」で「市長の裁量が認められる。」としているところは、問題文の「設問2」の「Dに事業遂行能力がある以上、自由な参入を認めざるを得ないことを主張している。」との記載をヒントにして、処分の根拠法令は市長に対して、衛生状態が悪化し、住民の健康と生活環境に被害が生じることを防止するために一般廃棄物の収集運搬事業の既存業者の需給状況の調整をする際に、新規参入業者の参入の利益を必要以上に害さないように配慮して、一般廃棄物処理計画の策定と変更をする裁量を認めているということを指摘するとよい。

処分の根拠法令は対立する利益を適切に調整するために処分庁に行政裁量を付与しているという視点を答案に表現できると、よりよい答案になりうる。その上で、設問2で問われている法7条5項2号と3号の要件該当性の判断についての裁量（要件裁量）の内容を明らかにして、Cが主張すべき違法事由を立論するとよい。

メモ：なお、設問2は、「法第7条第5項第2号及び第3号の各要件に関して、Cは本件許可の違法事由としてどのような主張をすることが考えられるか、検討しなさい。」との設問形式となっている。Cの主張を立論することが求められているので、これを無視した立論をしないように注意されたい。

[調整余白]

刑事訴訟法

1 刑事訴訟法の**問題文**（下線や太字で装飾したもの）

注：問題文のうち、装飾前から下線が付されていた箇所については、装飾のために下線を付加した部分と区別するために、特に太い下線を付した

次の【事例】を読んで、後記〔設問1〕及び〔設問2〕に答えなさい。

【事例】

- 1 司法警察員Pは、令和4年7月1日にH県内の飲食店で甲が同店店員の顔面を殴打した（以下「本件暴行」という。）という事件を捜査し、甲を逮捕することなく、H地方検察庁検察官Qに同事件を送致した。しかし、甲は、まもなく所在不明となった。
- 2 その後、同年8月20日、H県内で、V方に何者かが侵入し、Vの顔面を複数回殴打してその両手両足をひもでしばるなどの暴行を加え、V所有の高級腕時計を奪い、その際、Vに傷害を負わせた（以下「本件住居侵入・強盗致傷」という。）という事件が発生した。そして、Vの供述等から、実行犯は1人であることが想定された。Pは、同事件が発生した直後、実行犯とは容ぼうが異なる甲が同腕時計を中古品買取店に売却した事実を把握し、甲が同事件の実行犯と共犯関係にあるとの嫌疑を抱いた。なお、捜査の過程で、甲の所在は判明したが、実行犯の氏名や住居等は判明しなかった。

そこで、Pは、同年9月7日、本件住居侵入・強盗致傷の事実で甲の逮捕状を請求し、その発付を受け、甲を通常逮捕し、同月9日、Qに送致した。Qは、同日、①H地方裁判所裁判官に対し、本件住居侵入・強盗致傷の事実で甲の勾留を請求した。
- 3 甲は、逮捕・勾留中、一貫して黙秘した。Pは、その間、甲の所持する携帯電話機や甲方から押収したパソコン等の解析、甲と交友関係にある者の取調べ、V方周辺の防犯カメラに映っていた不審者に関する更なる聞き込みなどの捜査をしたが、実行犯の氏名及び所在も前記腕時計が甲に渡った状況等も判明しなかった。

そのため、Qは、本件住居侵入・強盗致傷の事実で甲について公判請求するのは困難であると考え、勾留延長期間が満了する同月28日、甲を釈放した。
- 4 乙は、同年10月6日、別事件で逮捕され、その後の取調べにおいて、Pに対し、本件住居侵入・強盗致傷について、V方に侵入して金品を強取することを甲と相談し、乙が実行し、甲が換金する旨の役割分担をして犯行に及んだことを供述した。

そして、Pが乙を逮捕した際に押収した乙の携帯電話機を解析したところ、本件住居侵入・強盗致傷について、甲との共謀を裏付けるメッセージのやりとりが記録されているこ

とが分かった。

そのため、Pは、甲に対する嫌疑が高まったと考えて、同月19日、本件住居侵入・強盗致傷の事実につき、改めて逮捕状を請求し、その発付を受け、甲を通常逮捕した上、同月21日、Qに送致した。そして、Qは、同日、②H地方裁判所裁判官に対し、本件住居侵入・強盗致傷の事実で甲の勾留を請求した。

〔設問1〕

下線部①につき、仮に検察官が本件住居侵入・強盗致傷の事実に本件暴行の事実を付加して甲の勾留を請求した場合、裁判官は甲を本件住居侵入・強盗致傷の事実及び本件暴行の事実で勾留することができるかについて論じなさい。ただし、各事実につき、勾留の理由及び必要性はあるものとする。

〔設問2〕

下線部②につき、裁判官は甲を勾留することができるかについて論じなさい。

2 刑事訴訟法の基本知識

事件単位の原則

→逮捕・勾留が適法といえるためには逮捕・勾留の理由等の実体的要件を充足している必要がある。逮捕・勾留の実体的要件は、特定の具体的な犯罪事実たる被疑事実との関係で審査される。このことから、同一の被疑者であっても、逮捕や勾留の効力は、逮捕や勾留の基礎とされた被疑事実のみ及び、他の犯罪事実(余罪)には及ばない。このようなことを**事件単位の原則**という。●

関連問題：**予備論文R5 設問2**（検察官が住居侵入・強盗致傷の事実はこの事実と全く関係なく別の日に別の場所で行われた暴行の事実を付加して甲の勾留を請求した場合、裁判官は甲を住居侵入・強盗致傷の事実及びその事実と事件の同一性のない前記暴行の事実で勾留することができるかを論じることを求める出題がされた。ただし、「各事実につき、勾留の理由及び必要性はあるものとする。」との留保が付されていた。この点、**事件単位の原則**から**逮捕前置主義**の内容を厳格に解すると逮捕事実と事件の同一性のない前記暴行の事実での勾留はできないことになるが、逮捕事実で勾留するのであれば逮捕期間の短縮の点で被疑者に有利になるため前記暴行の事実を付加して勾留できるとの見解がある。）

メモ：逮捕状や勾留状に被疑事実の要旨の記載が要求され（憲法33〔逮捕〕、憲法34〔勾留〕、刑訴法200I、同207I、同64I）、逮捕や勾留の際に被疑事実の告知が要求されており（203I、207I、61）、逮捕や勾留の実体的要件の充足性は告知された被疑事実との関係でなされる。そのため、逮捕や勾留が及ぶ範囲については、人を単位として決するのではなく、被疑事実ごとに事件を単位として決するとの見解（事件単位説が**判例・通説**の立場となっている）。

メモ：**事件単位の原則**は憲法及びこれを具体化した刑訴法の規定から導かれる。憲法上の根拠についていえば、**憲法33条**は**逮捕**につきその理由となる犯罪事実の明示を要求し、**憲法34条**は**勾留**につきその理由となる犯罪事実を直ちに告知することを要求していると解されている。憲法は、逮捕や勾留につきその理由とされた被疑事実についてのみ許容しているものと解するのが事件単位の原則という考え方である。

・参考

被疑者の勾留につき逮捕前置主義が前提となっていることについては、「法207条1項で『前3条の規定による勾留の請求を受けた裁判官は……』と規定しているところから」争いはない。したがって、「いわゆる在宅被疑者について直接に勾留の請求をすることは許さないし」、「逮捕状記載の犯罪事実と同一性のない別個の犯罪事実に基づいて勾留請求があった場合も勾留することは許されない。」と解されている。

逮捕前置主義の帰結として、「**逮捕中のA事実**にかえて、**別個のB事実のみについて勾留請求**をすることは、**逮捕前置主義に反する**ので、原則として許されない。実務もおおむね消極の運用がなされているとあってよいであろう。」との指摘がある。一方、「学説には、逮捕手続から始めるよりも、**直接勾留請求**を認めたほうが、**逮捕の留置期間だけ身柄拘束期間が短くなってかえって有利**だという観点から、一定の場合〔メモ：例えば、A事実についての逮捕の拘束制限時間内にB事実について勾留状が発せられた場合〕に限り逮捕中のA事実にかえて別個のB事実について直接勾留請求することを肯定するものがある。」との指摘がある。

上記と**事案が異なり**、「逮捕前置主義をとるとしても、通説は、**逮捕中のA事実**に別個の**B事実**を**付加**して、**勾留の請求をすることは許される**として積極的に解し、実務もそのように運用されている。」とされる。この見解に立てば、A事実で逮捕されている被疑者を、A事実と共にB事実でも同時に勾留請求をすることをことができ、B事実については逮捕手続を経る必要はないことになる。この見解を支持する根拠として、「**B事実**については、**逮捕前置の要件を欠くが、少なくとも勾留事実の一部であるA事実については逮捕前置があり、A事実について、勾留の理由と必要がある限り勾留されるのであるから、これにB事実を付加して勾留の基礎としたからといって格別被疑者に不利益は与えない**ところから、かえって、**B事実**について、**あらためて逮捕からくり返されるよりも拘束時間の点で利益である**」等の理由から「**妥当な処理**と考えられる。」との指摘が参考になる。付加勾留の可否が問題となる場面では、仮に、勾留の付加がなかったとしても、被疑者は勾留により身体拘束されるのであるから、付加勾留を認めても被疑者に実質的に不利益はないといえるし、勾留が付加される被疑事実につき逮捕の身体拘束を経ずにすむので、被疑者の有利になると考えるのであれば、確かに、上記の処理方法は妥当な処理といえる。

ただし、上記の見解によっても、**A事実の逮捕が違法でその違法がA事実の勾留請求を違法とするような場合は、逮捕手続を経ないB事実の勾留請求を却下されなければならない**。この場合に**B事実の勾留請求を認めて勾留すると、B事実について逮捕前置主義に反する**といわざるをえない。

引用部分：令状事務（再訂補訂版）裁判所職員総合研修所監修 司法協会 77頁

再逮捕再勾留禁止の原則

→刑訴法が身体拘束に厳格な時間制限を設けた趣旨を没却しないようにするため、実体法上一罪の関係にある犯罪事実については逮捕勾留が1回しかできないという一罪一逮捕一勾留の原則があることから、一度逮捕や勾留が終了して身体拘束から解放された被疑者を、同一の被疑事実で再び逮捕勾留することは許されないという再逮捕再勾留禁止の原則が導かれる。●

- ・一罪一逮捕一勾留の原則や再逮捕再勾留の原則にいう「同一の被疑事実」（同一の犯罪事実・同一の事実）とは、実体法上一罪の関係にある犯罪事実（単純一罪、包括一罪、科刑上一罪）を意味すると解するのが通説である。●

このように考える根拠は、実体法上一罪を構成する犯罪事実には1個の刑罰権が与えられたため、刑事手続においても実体法上一罪を構成する犯罪事実を1個のものとして扱うのが妥当といえるところに求められる。このように考える狙い（趣旨）は、実体法上一罪を構成する犯罪事実を、捜査機関や裁判所が恣意的に分割して、逮捕・勾留の回数を増やすことを許さないようにするところにある。すなわち、一罪一逮捕一勾留の原則も再逮捕再勾留禁止の原則も、逮捕勾留の法定の時間制限が定められた趣旨を没却しないようにするためのものである点で共通する。一度、身体拘束の期間が満了したのに、被疑者を1個の刑罰権の対象となる同一の事実で再逮捕再勾留しようとするときに再逮捕再勾留禁止の原則からの歯止めがかかる。○

- ・ただし、法が再度の逮捕状の請求を認めることを前提した規定を設けていることから（199Ⅲ、規則142Ⅰ⑧）、再逮捕再勾留が例外なく禁止されているとは解されていない。もっとも、刑訴法が身体拘束の時間制限を設けた没却しないために、〔①〕新たな重要な証拠の発見、逃亡のおそれや罪証隠滅のおそれの新たな出現などの事情の変化により、新たに逮捕の理由や必要性が生じたときに限り、〔②〕逮捕勾留の不当な蒸し返しと見えない限度で、例外的に再逮捕再勾留も許されると解されている。●

メモ：詳細な判断枠組みは、後掲の裁判例（東京地決昭47.4.4）が参考になる。

関連問題：予備論文H28設問1、R5設問2

刑訴法199条3項 検察官又は司法警察員は、第1項の逮捕状を請求する場合において、同一の犯罪事実についてその被疑者に対し前に逮捕状の請求又はその発付があったときは、その旨を裁判所に通知しなければならない。

- ・東京地裁は、再逮捕再勾留が許容されるための判断枠組みとして、「逮捕勾留の期間に厳重な制約があること」との関係上、先行の勾留期間の長短、その期間中の捜査経過、身柄釈放後の事情変更の内容、事案の軽重、検察官の意図、その他の諸般の事情を考慮し、社会通念上捜査機関に強制捜査を断念させることが首肯し難く、また、身柄拘束の不当な蒸し返しでないと認められる場合に限り」とすべきであると思われる。」との判断枠組みを提示した。その上で、「このことは、先に勾留につき期間延長のうえ20日間の勾留がなされている本件のような場合についても、その例外的場合をより一層限定的に解すべきではあるが、同様にあてはまる」と付言している（東京地決昭47.4.4）。

メモ：再逮捕再勾留は、①逮捕・勾留の不当な蒸し返しと評価されない限りで、②釈放後に新証拠を発見したなど新たな事情から発生したことで逮捕・勾留の実体的要件が認められるときに許容される。

上記①に関して、「初回の逮捕・勾留からの釈放が法定期間満了前である場合、その残りの期間の再逮捕・再勾留は不当な蒸し返しとはいいいくく、再逮捕・再勾留が許される方向に傾く」との指摘が参考になる。○

参考：刑事訴訟の思考プロセス 第11回 逮捕・勾留の諸原則を活用する思考プロセス

齋藤司 法学セミナーNo.745 2017年2月

メモ：前掲の東京地裁は、「このことは、先に勾留につき期間延長のうえ20日間の勾留がなされている本件のような場合についても、その例外的場合をより一層限定的に解すべきではあるが、同様にあてはまる」と判示する（東京地決昭47.4.4）。この考え方によれば、初回の逮捕・勾留からの釈放が法的期間満了後であったとしても、このことから当然のように再逮捕・再勾留が逮捕・勾留の不当な蒸し返しとなるわけではない。蒸し返しといえるかは、事案ごとに具体的に判断する必要がある。○

関連問題：予備論文R5設問2（勾留延長も含めて法定の勾留期間20日満了後に釈放された被疑者を再逮捕して勾留請求がされた事案で、「裁判官は甲を勾留することができるかについて論じなさい。」との出題がされた。）

・予備論文H28設問1（出題趣旨・抜粋）

本問は、〔中略〕逮捕・勾留されるも処分保留で釈放された甲が、再逮捕・再勾留された後、同事実で公判請求され〔中略〕との事例において、同一被疑事実による再逮捕・再勾留の可否〔中略〕が認められる場合の要件を検討させることにより〔中略〕、被疑者に対する身柄拘束処分〔中略〕に関する各問題点について、基本的な学識の有無及び具体的事案における応用力を試すものである。

・裁判例 **東京地決昭47.4.4**

被疑者は、昭和47年1月7日、5件の爆発物取締罰則違反事件の被疑事実で逮捕され、同月9日に勾留され、勾留延長後の勾留期間満了日である同月28日に釈放された。その後、被疑者は前記5件のうち1件と同一の被疑事実で再逮捕され、同年4月3日、検察官から勾留請求された。裁判官は、本件に関して既に20日間の勾留が行われていることを理由に検察官の勾留請求を却下した。検察官は、本件では再勾留が認められると主張して、勾留請求却下の裁判に対して準抗告を申し立てた。

東京地裁は、再勾留の可否について、概ね次のような**判断枠組み**を提示した。すなわち、同一被疑事件について先に逮捕勾留され、その勾留期間満了により釈放された被疑者を単なる事情変更を理由として再び逮捕、勾留することは、**刑訴法203条以下において、逮捕勾留の期間について厳重な制約を設けた趣旨を無視することになり被疑者の人権保障の見地から許されない。**しかし、(1)同法199条3項は再度の逮捕が許される場合のあることを前提にしていることは明らかであり、(2)現行法上再度の勾留を禁止した規定はなく、また、(3)逮捕と勾留は相互に密接不可分の関係にあることに鑑みると、法は例外的に同一被疑事実につき再度の勾留をすることを許しているものと解するのが相当である。そして、いかなる場合に再勾留が許されるかについては、前記の原則〔注：逮捕勾留の期間に厳重な制約があること〕との関係上、先行の勾留期間の長短、その期間中の捜査経過、身柄釈放後の事情変更の内容、事案の軽重、検察官の意図、その他の諸般の事情を考慮し、**社会通念上捜査機関に強制捜査を断念させることが首肯し難く、また、身柄拘束の不当な蒸し返しでないと認められる場合に限る**とすべきであると思われる。このことは、先に勾留につき期間延長のうえ20日間の勾留がなされている本件のような場合についても、その例外的場合をより一層限定的に解すべきではあるが、同様にあてはまるものと解され、また、このように慎重に判断した結果再度の勾留を許すべき事案だということになれば、その勾留期間は当初の勾留の場合と同様に解すべきであり、先の身柄拘束期間は後の勾留期間の延長、勾留の取消しなどの判断において重視されるにとどまるものとするが相当であると思われる。

同地裁は、上記の判断枠みに即して本件の事案を検討し、結論としては、本件において再勾留は認められるとして、検察官の準抗告の申立てを認容した。

- ・なお、別件逮捕勾留の事案で**本件基準説（実体喪失説）**から別件での逮捕勾留が違法とされた場合において、その後、本件で逮捕勾留すると、実質的に、再逮捕再勾留の禁止の原則に抵触する。

関連問題：司法論文 H23 設問 1

3 刑事訴訟法の答案例のうち特に気になるところの補足説明

- ・設問2のLECの解答例には、勾留の理由及び必要性への言及が明示的になされていない。これは、設問2の「ただし」書の記載が設問2にも妥当すると考えたからだと思われる。**しかし**、勾留の可否が問われる出題においては、勾留の実体的な要件である勾留の理由及び必要性が認められるかは非常に重要な問題である。出題者側とすれば、そのような大切なことを論じるか否かについて不明確な出題はしないと思われる。設問2では、設問1のような「ただし」書が存在しない以上、勾留の理由及び必要性についても明示的に言及しておいた方が無難だと思われる。

設問2の答案構成としては、まず、そもそも一般的に再勾留が一定の要件の下に許されるのかということ概ねLECの解答例のように論じた上で、最後に、本問再勾留について、勾留の理由と必要性について短くてもよいから検討しておくとよいように思われる。その検討の部分に一定の配点がされている可能性がある。

【2024年合格目標 矢島担当の主な講座の一覧 ①～⑧】

～ここでは講師紹介の一環として私矢島が担当している主な講座を紹介しています～

*最新の法改正や判例に対応

ここに掲載した講座は2024年合格目標のもので、2024年度の司法試験や予備試験で出題される改正法や判例に対応済みです。ここに掲載した講座は、毎年、テキストを改訂しており、法改正に関わらない箇所も理解しやすいように改良しています。

*合格に必要な能力を身に付けるための4つの講座（概要）

どの講座を受講すれば良いかを迷っている方は、次の4つの講座を受講すれば合格に必要な知識や法的思考能力を修得できます。①と②が核となる講座です。③と④は短時間で実施する試験直前期の直前対策講座です。全て通学クラス・通信クラスが選べます。

① 矢島の速修インプット講座（2023年7月25日～11月25日に新規収録）

論文試験と短答試験に共通する重要知識を本質的に理解して修得するための講座です。直近の試験も含めた最近の試験傾向に対応できるように、毎年、講義の内容を工夫しています。基本知識というのは、ただ知っているというのでは本試験に太刀打ちできません。直近の試験の質を踏まえて、本試験に対応できる質の理解をしていきます。

② 矢島の論文完成講座（2023年12月5日～翌年3月26日に新規収録）

試験考査委員が受験生に求める答案の書き方を徹底的に理解して修得するための講座です。この講座では、これから答案の書き方を学ぶ受験生だけでなく、答案の書き方をある程度知っている受験生が本試験で初見の問題に対応できるだけの法的思考能力を修得できます。

③ 矢島のスピードチェック講座（2024年3月30日～4月20日に新規収録）

直前対策用の講座です。前年度の出題傾向を踏まえて、直前期にここだけはおさえたいという重要度の高い基本知識を短時間で復習して、試験当日までに重要知識を記憶に残せるようにします。

④ 矢島の最新過去問&ヤマ当て講座（2024年4月25日～6月6日に新規収録）

直前対策用の講座です。直近の司法試験の論文過去問を題材にして、現在の試験考査委員が受験生に求める法的思考能力の質を理解します。また、ヤマ当てという形で、論文試験の題材になりそうな論点を深く考察できる講義をします。

・以下は各講座の詳細

なお、より詳細な情報は、LECのウェブページかパンフレットをご覧ください。

① 矢島の速修インプット講座（司法試験・予備試験の対策）

[必修7科目合計188時間・1回の講義は4時間・全47回] 注：前年度は144時間
本講座は、必修7科目（憲法、民法、刑法、商法の分野のうち会社法、民事訴訟法、刑事訴訟法、行政法）について、**合格に必要な基本知識や重要判例を体系的に確実に修得して、どのような問題にも対応できるだけの正確な理解に基づく真の学力**を身につけるための講座です。講義の際は、試験対策上、**理解しておけば足りるところと、理解した上で記憶までしておかなければならないところを明確に指摘**するので、講義を受講し終えたときに、**何をどの程度まで復習すべきかが明確に把握**できます。これからインプット学習を始める受験生はもちろん、これまでどこかでインプット学習をした経験があるけれどインプットに不安を抱えている受験生でも、この講座の**講義を聴いて復習すれば確実に前に進む**ことができます。

★コメント★ ～テキストと講義について

論文試験と短答試験の情報を一元化して受験対策を効率よく行えるようにするために、本講座で使用するテキストには、**論文試験の合格に必要な情報**に加えて、論文試験と比べて若干細かい知識が問われることがある**短答試験**においても**合格点を十分超える点数を獲得できる程度の情報**を掲載しています。テキストの分量が多いと安心感があって喜ぶ受験生がいるのに対して、分量が多いと学習しきれないということで嫌がる受験生もいるかもしれません。受験生の中にもいろいろな方がいることを考慮して、テキストに掲載した情報については、情報ごとに重要度を表す記号を付しています。**講義中**は、テキストに掲載した情報のうち論文試験と短答試験に共通する**重要度が高い情報に絞り込んで、将来の試験に対応**できるだけの**深い解説**をしています。テキストの分量が多くて心配だという受験生でも、最低限、**講義中に解説**した箇所だけを**しっかりと復習**することで、**最近の試験の傾向を踏まえた合格に必要な学力を習得**することができるので、テキストの分量が多いということは心配する必要はありません。

★コメント★ ～通学クラスのWebフォロー制度（欠席フォロー制度）

通学クラスに参加したいけれど、仕事や家庭の事情で毎回時間どおりに参加するのが難しいという方は、**通学クラスに申し込み**をしておいて、**参加できる回だけ教室**で講義を聴くことをお勧めしています。**遅刻、早退**しても何の問題はありません。**矢島の速修インプット講座の通学クラス**の受講生に対しては、**講義実施の翌々日から Web で配信**するので、教室で聴けなかった講義をいつでも聴くことができます。

② 矢島の論文完成講座（司法試験・予備試験の対策）

[必修7科目合計120時間・1回の講義は4時間・全30回]
インプットした基本知識を、論文試験の事例処理を通じて**答案の形**にするのに必要な**法的思考能力**を修得するための講座です。**矢島作成の解答例**を使用します。講義では、**試験考査委員**に高い評価を得られる**答案の作成方法**を徹底的に指導します。取り扱う問題は、**司法試験の過去問がメイン**となりますが、**法的思考能力を磨くのに有益な予備試験の過去問**や、必要に応じて**オリジナル問題**を取り扱うことがあります。

★コメント★

解答例を丸暗記する学習をしても、試験本番で初めて見る問題に対応できません。講義中は、初見の問題にも対応できるだけの事案分析能力、法律構成能力、結論の妥当性を意識した事案検討能力(妥当な当てはめの能力)を習得できるだけの解説をしています。今度の論文試験で何としてでも合格点を獲得したいという本気の受験生にぴったりの講座です。

★コメント★ ～通学クラスのWebフォロー制度（欠席フォロー制度）

前掲の矢島の速修インプット講座と同様、**矢島の論文完成講座の通学クラス**の受講生はWebフォロー制度（**欠席フォロー制度**）を利用することができます。

なお、この制度による講義の配信は、パンフレット記載の通信クラスの配信開始日までなのですが、その日以降は、通学クラスの受講生でも、通信クラスの受講生と同じように、引き続き、Web上で講義を視聴することができます。講義中に講義を自分で録音する必要はありません。

③ 【直前対策講座】**矢島のスピードチェック講座**（司法試験・予備試験の対策）

〔必修7科目合計72時間・1回の講義の時間は科目ごとに異なる〕

〔民法16h、刑法16h、憲法・会社法・民訴法・刑訴法・行政法は各8h〕

注：前年度は51時間

合格に必要な重要論点や重要判例を試験直前期に短時間で効率よく復習するための直前対策講座です。試験直前期になってインプットが間に合わないのではないかと心配している受験生でも、自信をもって試験に臨めるようになります。また、矢島の速修インプット講座で取り扱った事項のうち特に重要度が高いものを中心に効率よく復習して理解と記憶を深めることができるので、合格に必須の最重要事項について、**試験直前期の最終チェック**をするのに最適の講座です。

★コメント★

試験本番まで比較的余裕がある時期に**矢島の速修インプット講座**で各科目の重要事項の深い理解をしておいて、試験直前期の**矢島のスピードチェック講座**で重要事項を短時間で記憶喚起したり、以前よりも理解を深めたりして、試験本番に臨むというのが**理想的な学習計画**となります。短時間で重要事項を総復習して合格に近づくのに有益な講座です。

④ 【直前対策講座】**矢島の最新過去問&ヤマ当て講座**

〔必修7科目×4時間＝合計28時間・全7回〕

司法試験の最新の論文過去問の分析と直近の論文試験のヤマ当てをするための講座です。最新の論文過去問は、最近の試験考査委員が受験生に対してどのような答案を求めているかを理解するのに役立つ最良の道具となります。最新の過去問と**矢島作成の解答例**を用いて、本番の試験で求められている法的思考能力の「質」をしっかりと理解して、本試験で高評価を得られる答案がどのようなものをイメージできるように、しっかりと講義していきます。各科目の講義の後半では、今回実施予定の司法試験の論文試験で出題されそうな論点や重要判例等のヤマ当て講義を実施します。

本講座は司法試験を題材としていますが、試験考査委員が求める答案がどのようなものかを理解して、司法試験で出題される論点の題材にして法的思考能力を磨くことは、予備試験の受験にも役立つため、予備試験の受験生にもお勧めの講座です。また、ヤマ当て講座の講義の質が高いので、ヤマに関係なく学力向上に役立ちます。

ヤマ当てに関して、司法試験と予備試験で近年出題されていない重要論点は近いうちに司法試験か予備試験あるいはその両方で出題される期待が高まり、直近の予備試験で出題され論点は、その重要度にもよりますが、基本的には司法試験でも予備試験でも出題されにくくなります。司法試験のヤマ当てには、司法試験はもちろん予備試験の出題傾向を分析することも含まれるため、本講座は予備試験の受験生にも役立ちます。

⑤ 短答試験対策のための講座「**矢島の短答対策シリーズ**」の一覧

[以下の全科目を新規収録して2024年1月29日に配信開始] [通信クラスのみ]

- ・商法総則・商行為・手形法 [6時間] (予備試験の対策・論文に必要な知識も修得)
- ・民事訴訟法 [5時間] (予備試験の対策)
- ・刑事訴訟法 [5時間] (予備試験の対策)

注：矢島の短答対策シリーズとして以前まで実施していた「憲法統治」、「家族法」、「会社法」、「行政法」については、テキストの情報を整理して「矢島の速修インプット講座」のテキストに掲載しました。

⑥ 司法試験・予備試験の**選択科目**の対策 ～**労働法**のインプット&論文対策

(1) **矢島の労働法** [選択科目総整理講座] [4時間×8回=合計32時間]

(毎年新規収録して2023年7月24日に配信開始) [通信クラスのみ]

本講座は、**まず**、矢島の体系整理テキスト労働法(毎年改訂)を使用して、合格に必要な基本知識や重要判例をインプットするための講義を1コマ4時間で5コマ実施します。**次に**、司法試験の論文過去問と矢島作成の解答例を題材に労働法の合格答案の書き方を修得するための講座を1コマ4時間で3コマ実施します。

この講座は、イメージでいうと、矢島の速修インプット講座と矢島の論文完成講座がセットになったようなものです。

(2) **【直前対策講座】矢島の直前対策スピードチェック労働法** [合計8時間]

～**今期の試験直前期に特に深い理解しておきたい事項の最終チェック**

(2024年6月13日 13～22時(中間に1時間休憩) 通学は水道橋・通信あり)

(パンフレットに未掲載、詳細はWEBでのみ告知)

労働法の学習は一通りしたもの、試験直前期に不安が残るという受験生が自信をもって試験本番に臨めるように、労働法の事例処理の核となる重要論点に的を絞って総復習をします。「矢島の労働法」の受講生にとっても試験直前期に特に意識を集中すべき事項に的を絞って確実に復習できるため、安心して試験に臨めます。

⑦ 【直前対策講座】矢島の法律実務基礎科目〔民事・刑事〕〔24時間〕

(予備試験の対策) (新規収録して2024年8月上旬に配信開始) [通信クラスのみ]
[4時間×6回=合計24時間]

本講座は予備試験の法律実務基礎科目の近年の試験傾向を十分に考慮した上で、合格に必要な基本重要知識のインプットや、論文答案の書き方を修得することを目的とした直前対策用の講座です。本講座を利用することで、短答式試験が終了した後も、短時間で法律実務基礎科目の試験対策をすることができます。なお、講義の内容は司法研修所が採用する見解に準拠しているため、司法修習の事前準備や、司法修習の修了試験の対策としても有益です。講義での主な取扱い事項は次のとおりです。(1)は過去問編として実施し、(2)、(3)、(4)は知識編として実施します。

- (1) 民事・刑事ともに合格に必要な能力を修得するのに最適な論文過去問を題材に将来の試験に役立つように思考方法を矢島作成の解答例で徹底解説
- (2) 民事のインプット講義として、民事事実認定の基本的なルール、要件事実、民事保全法、民事執行法
- (3) 刑事のインプット講義として、刑事事実認定の基本的なルール、刑事実務に関する試験で問われやすい基本知識(勾留、接見禁止、保釈、準抗告、公判前整理手続、証拠調べ手続の実務基礎、その他)
- (4) 民事・刑事ともに論文試験、口述試験で出題頻度が高い弁護士倫理

★コメント★ 矢島の法律実務基礎科目を効率よく受講するための事前準備

本講座は予備試験の論文試験の【直前対策講座】という位置づけで、論文試験の直前に開講するものですが、本講座を受講するまでに矢島の速修インプット講座、矢島の論文完成講座で民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本知識を修得し、さらに余裕があれば、矢島の短答対策シリーズで、民事訴訟法、刑事訴訟法の短答知識を修得しておけば、論文試験の直前期に短時間で法律実務基礎科目において合格点を獲得できるだけの能力を修得することができます。

例えば、法律実務基礎科目の民事の分野で出題される要件事実に関する問題についていえば、矢島の速修インプット講座の「民法」の科目で民法の実体法の基本知識を修得し、「民事訴訟法」の科目で主要事実の客観的証明責任を振り分ける基本的なルールを修得すれば、短期間で要件事実の摘示ができるようになります。

一番よくないと思われるのは、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本事項を十分に修得しないまま、法律実務基礎科目の学習を開始することです。法律実務基礎科目において試験本番で初見の問題に対応する真の応用力を修得するには、民法、民事訴訟法、刑法、刑事訴訟法の基本事項の学習を事前にしっかりと行っておくことが必須になります。

⑧ 矢島の勉強会（～矢島講師と一緒に答案を手書きする集い）

〔1回8時間×7回（必修7科目各1回）＝合計56時間〕

〔通学クラスのみ・水道橋本校〕

本講座は、主に司法試験の論文過去問の一部を題材にして、一定の時間内に合格可能な実践的な手書き答案を作成するコツを学ぶための講座です。必要に応じて予備試験の論文過去問の一部又はオリジナル問題を併用することがあります。毎回2通の答案を作成します。本講座では、受講生は講師と一緒に教室内で答案を手書きした上で、講師の答案構成用紙や答案用紙を資料の1つとして、答案構成の仕方を含めて、実践的な答案を作成するのに必要な思考方法を学ぶことができます。矢島の論文完成講座などの論文対策用の講座を受講して頭の中で答案の作成方法を分かったという段階から、実際に一定の時間内で合格可能な答案を手書きできる段階にステップアップしたいという受講生にお勧めの講座です。

答案作成とは別に、重要論点を含む基本知識のキーワードを穴埋め形式にした講師作成のオリジナル教材を使用して、基本知識を記憶するコツを学ぶことができます。基本知識をインプットするための講座を受講したけれど、記憶すべきことを記憶することができないという方が記憶のコツを学ぶことができます。

本講座では、講義時間中、答案を手書きしている時間を除いて、受講生は自由に質問をすることができます。本講座は収録をせずに教室内だけで実施するものなので、質問したいことがあれば講義中に遠慮なく質問をしてください。

注：講義は、水道橋本校において、2024年5月11日（土）から同年6月22日（土）までの毎週土曜日に実施します。時間帯は12時から20時までの8時間です。

注：2026年度以降のCBT試験が初受験となる方は個人でノートパソコン等を持ち込んで答案作成をしてもかまいません。バッテリーは各自準備してください。

***再受講割引のお知らせ ～合格するまでのペースメーカーとして活用**

前掲の講座は**再受講割引**で申し込むことができます。ほぼ毎年のように法改正が行われ、新たな重要判例が登場する今日において、法律家として仕事をするには、司法試験に合格した後も法律の学習を継続していく必要があります。法律の世界で活動していく限り、法律の学習をやりすぎて損をすることはありません。予備試験や司法試験に合格するまでのペースメーカーとして、また、司法試験合格後の司法修習の準備や司法修習の修了試験の対策のために、さらには、実務家に必要な法知識面での素養を維持・向上するために再受講割引制度を活用してください。

①②の講座のセット（矢島の速修パック）

①②③④の講座のセット（矢島のスタンダードコース） ←このセットが**標準**です。

①②③④⑤及び⑦の講座のセット（矢島の予備試験パック）

上記の各セットについては、割引の条件に適合すれば、**一般価格から40%割引いた割引価格**で受講することができます。パンフレット又はLECのウェブページを参照するか、LECの受付に直接お問い合わせください。

割引の条件：年度を問わず、過去に「矢島の速修インプット講座」、又は、「矢島の論文完成講座」のどちらか1つを7科目セットで受講していること。前記各講座は、その前身の講座である「重要事項完成講座」の「知識編」又は「論文過去問徹底分析編」でも代替できます。また、単価受講で結果的に7科目受講した場合でも割引を受けられます。

れっく **LEC** 東京リーガルマインド

著作権者 株式会社東京リーガルマインド

(C) 2023 TOKYO LEGAL MIND K. K. , Printed in Japan

無断複製・無断転載等を禁じます。

LU23569